

# 介護保険料 減免制度

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)  
☎242-1109



次の要件を満たす人は、保険料の減免があります。

- ①介護保険料の所得段階が図1で1～3段階の人。
- ②前年の収入が120万円以下(世帯員が2人以内の場合)の世帯。  
3人以上の世帯の場合は、お問い合わせください。
- ③市民税を課税されている人と生計をともにしていないこと。また、市民税を課税されている人に扶養されていないこと。  
(親族からの仕送りや公共料金の立て替えなども扶養とみなします)
- ④活用できる資産(土地・家屋等)や高額の預貯金(350万円以上)を所有していないこと。  
このほか、災害などにより多額の損害を被った場合や生計を維持する人の長期入院で収入が著しく減少した場合なども減免の対象となる場合があります。  
減免申請の受け付けは、保険料賦課段階決定後の6月中旬から行ないます。  
なお、減免後の保険料の賦課は、適用条件などの確認のため、普通徴収は8月以降、特別徴収(年金天引き)は10月以降の保険料からとなります。

介護保険料の所得段階区分 (図1)

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料(月額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者*1で、世帯全員が市町村民税非課税の人	×0.5	2,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額*2と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.5	2,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	×0.75	3,150円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	基準額×1.0	4,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	×1.25	5,250円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	×1.5	6,300円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人が受けている年金  
※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

## 平成18年度 情報公開条例の運用状況

合志市情報公開条例の規定に基づき平成18年4月から平成19年3月までに受け付けた公文書の開示請求等の状況をお知らせします。

### ◆情報公開条例による公文書の開示請求件数など

実施機関の名称	開示の請求件数	開示の決定件数	部分開示決定件数	非開示決定件数	不服申立件数
市長	3	2(1)	1(1)	0	0
合計	3	2(1)	1(1)	0	0

- ※1 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会については、開示の請求がありませんでした。
- ※2 部分開示とは、個人に関する情報等の非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです。
- ※3 開示対象は旧2町の条例施行日以降に作成され、または取得した公文書です。  
( )書きは条例施行日前に作成・取得した公文書について開示の申し出があり、任意で開示したもの(内数)です。

### ◆開示の状況

	公文書の件名	開示の状況
1	平成8年2月2日行政境界に関する資料	任意開示(部分開示)
2	平成8年度開発許可申請図面(日本ユトリック 疾病予防運動施設)	任意開示
3	開札調書一覧(旧合志町:平成15~16年度分、旧西合志町:平成13~16年度分)	開示

問い合わせ先 総務課 総務選挙班(合志庁舎) ☎248-1112

## 国民健康保険税が一部改正されました

平成19年度から国民健康保険税の課税限度額が改正になりました

(医療分) 改正前 → 改正後  
課税限度額 53万円 → 56万円



※40歳から64歳の人への介護納付金の限度額は、従来どおり「9万円」です。  
なお、納税通知書および第1期納付書は今月送付します。第2期以降の納付書は7月から翌年1月まで毎月中旬に送付します。

問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114